## 療養費の支給申請について

緊急時や旅行先で保険証を持たずに診療を受けたとき、コルセットなど治療用補装具代がかかったとき等、いったん全額自己負担となりますが、申請をして審査決定されれば、自己負担分を除いた額があとから払い戻されます。

種類	申請に必要なもの	
一 <b>般診療</b> 保険証の提示をしないで、治療 を受けたとき		・診療報酬明細書(レセプト) 医療機関等で作成してもらって ください。 ・領収書
治療用補装具 医師が治療上必要と認めて、治療用補装具を購入したとき (眼鏡、コンタクトレンズには、支給に上限額があります。) はり・灸・マッサージ 医師が必要と認めて同意した、施術を受けたとき	・国民健康保険被保険者証 ・印鑑(シャチハタ不可) ・世帯主の口座のわかるもの ・個人番号のわかるもの	・医師の診断書及び装着証明書 ・領収書及び明細書 《注意》 ・眼鏡・コンタクトレンズの場合は、 さらに検査結果が必要 ・靴型装具を作成した場合は、さらに その現物の写真が必要 ・医師の同意書 ・領収書
海外療養費 海外滞在中に医療機関にかかったとき (治療目的での渡航は、対象外です。)		・診療内容の明細書と領収明細書 (外国語の場合は、日本語訳を添付) ・領収書 ・パスポート